

国立研究開発法人建築研究所契約監視委員会（第13回）の審議概要

1. 開催日及び場所

令和4年5月26日 建築研究所 特別会議室

2. 出席委員

松井 委員長	日本大学 名誉教授
高木 委員	弁護士
小場瀬 委員	筑波大学 名誉教授
古川 委員	国立研究開発法人建築研究所 監事
長沢 委員	国立研究開発法人建築研究所 監事

3. 概要

(1) 令和3年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

令和3年6月に建築研究所が策定・公表した「令和3年度調達等合理化計画」の達成に向けた取組みの自己評価については妥当であると了承された。

(2) 令和3年度に行った契約案件の事後点検について

①新たな随意契約

審議の結果、これらの契約は、真に合理的かつ理論的な理由で競争性のない随意契約となったもので、やむを得ないものと了承された。

②250万円を越える一者応札・応募案件

審議の結果、特に問題はないものと了承された。

(3) 委員からの主な意見

1) 令和3年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

- ・令和2年度と令和3年度を比較して一者応札率が大きく上昇（7ポイント）しており、この原因をしっかりと分析すべきである。
- ・共同調達の実施において、コスト縮減のみでなく事務の合理化が出来ている部分があることを自己評価結果に明記すべきである。

2) 令和3年度に行った契約案件の事後点検について

- ・新たな随意契約のうち、次年度も同様に随意契約を行う案件について、次年度の契約にあたっては価格を十分検討すべきである。
- ・新たな随意契約のうち、落札率が極端に低い案件について、その原因をきちんと分析すべきである。
- ・一者応札・応募の改善のため、発注件名は、より適切で分かりやすい表現とすることが必要ではないか。
- ・一者応札・応募の改善のため、資格要件のうち類似業務実績の設定が過度に厳しいものとならないよう、記載ぶりを検討すべきである。